

金沢市要介護高齢者等の生活自立のための住まいづくりに関する助成金交付要綱

平成 12 年 3 月 31 日

告示第 65 号

第 1 条 この要綱は、要介護に係る高齢者等又は身体障害者(以下「要介護高齢者等」という。)が自宅において自立した生活を営むことを支援するため、要介護高齢者等が自立して生活しやすくするための住宅の整備に要する費用に対する助成金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 要介護に係る高齢者等 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 19 条第 1 項の規定による要介護認定又は同条第 2 項の規定による要支援認定を受けた者その他これに準ずる者として市長が特に住宅の整備を行う必要があると認める者をいう。

(2) 身体障害者 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、1 級又は 2 級の身体上の障害がある者として記載されている者その他これに準ずる者として市長が特に住宅の整備を行う必要があると認める者をいう。ただし、前号に該当する者を除く。

(3) 住宅の整備 要介護高齢者等の居住する住宅において、当該要介護高齢者等の使用に適する浴室、便所等を増設し、又は浴室、便所等を当該要介護高齢者の使用に適するように改造することをいう。

第 3 条 助成金は、次の各号のいずれかに該当する世帯(市税を滞納している者が属する世帯を除く。)に属する者で、自己の居住の用に供する本市内にある住宅の整備を行おうとするものに対し、毎年度予算の範囲内で交付する。

(1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定による被保護者の世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)の規定による支援給付を受けている者の世帯(以下「生活保護等世帯」という。)

(2) 要介護高齢者等の属する世帯のうち、当該世帯の生計を維持する者の前年分の所得税又は当該年度分の市町村民税(助成金の交付申請のあった月が 1 月か

ら3月までの場合にあつては前々年分の所得税又は当該年度分の市町村民税と、4月から6月までの場合にあつては前々年分の所得税又は前年度分の市町村民税とする。)が非課税の世帯(生活保護等世帯を除く。以下「非課税世帯」という。)

(3) 要介護高齢者等の属する世帯のうち、当該世帯の生計を維持する者の前年分の所得税(助成金の交付申請のあつた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年分の所得税とする。)の額が50,000円以下の世帯(生活保護等世帯及び非課税世帯を除く。以下「所得税課税世帯」という。)

2 前項の規定にかかわらず、この要綱の規定による助成金(これに準ずるものとして市長が別に定める助成金を含む。)の交付の対象となつた住宅の整備に係る住宅について再度住宅の整備を行おうとする者は、この要綱の規定による助成金の交付を受けることができない。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

第4条 助成金の額は、次の表の左欄に掲げる住宅の整備に係る工事の区分に応じ、当該工事に要する費用(市長が認める費用に限る。)の額に、同表の中欄に掲げる助成率を乗じて得た額(その額が同表の右欄に定める工事別の助成限度額を超えるときは、当該工事別の助成限度額とする。)を合算した額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。)とし、その額は、生活保護等世帯にあつては1,000,000円、非課税世帯にあつては700,000円、所得税課税世帯にあつては500,000円をそれぞれ超えないものとする。

工事の区分	助成率	工事別の助成限度額
(1) 浴室の増設又は改造の工事	生活保護等世帯にあつては10分の10、非課税世帯にあつては10分の9、所得税課税世帯にあつては10分の7とする。	800,000円
(2) 便所の増設又は改造の工事		500,000円
(3) 段差解消機、階段昇降機等の移動用機器の設置の工事		800,000円
(4) 専用居室、サンルーム及び手すりの増設又は改造、台		1,000,000円

<p>所の流し台の増設又は改造 (車いすでの使用に適するものに限る。)並びに敷居、玄関、勝手口等の段差解消のための改造の工事</p>		
--	--	--

2 前項の規定にかかわらず、当該住宅の整備に係る工事について、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)、生活保護法又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく居宅介護住宅改修費等の支給を受ける場合の助成金の額は、前項の規定による助成金の額から、当該居宅介護住宅改修費等の額を控除して得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。)とする。

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月31日告示第74号)

この告示は、平成16年6月1日から施行し、同日以後の申請に係る助成金について適用する。

附 則(平成18年3月31日告示第79号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日告示第66号)

この告示は、平成19年6月1日から施行し、同日以後の申請に係る助成金について適用する。

附 則(平成20年3月31日告示第52号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項第3号の改

正規定(「100,000円」を「50,000円」に改める部分に限る。)は、同年7月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日告示第47号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年9月30日告示第281号)

この告示は、平成26年10月1日から施行する。